

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 山梨厚生年金 事案 251

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで  
ねんきん定期便によると、A 社における申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされていた。申立期間当時の給与は 40 万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 13 年 8 月 31 日の約 2 週間後の同年 9 月 13 日に、同年 1 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は取締役であったが、他の役員は「申立人には事業所に係る決定権等は無く、<sup>ぞきゅう</sup>遡及訂正処理には関与していなかったと思う。」と証言している上、当該役員の証言等から申立人は平成 13 年 8 月 31 日に同事業所を退職していることが認められることを踏まえると、申立人は、標準報酬月額を<sup>ぞきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑧までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②から⑧までの期間に係る標準賞与額を平成16年8月9日は28万円、同年12月17日及び17年8月10日は27万2,000円、同年12月16日及び18年8月10日は26万6,000円、同年12月15日及び19年8月10日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②から⑧までの当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日  
② 平成16年8月9日  
③ 平成16年12月17日  
④ 平成17年8月10日  
⑤ 平成17年12月16日  
⑥ 平成18年8月10日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年8月10日

平成15年12月から、19年8月10日までの間に賞与が8回支給され、その都度、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間について賞与の記録が無いことに納得がいかないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てしているところ、申立期間②から⑧の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそ

れぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立人が提出した賞与支払明細書(写)において確認できる保険料控除額から、平成16年8月9日は28万円、同年12月17日及び17年8月10日は27万2,000円、同年12月16日及び18年8月10日は26万6,000円、同年12月15日及び19年8月10日は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が提出した申立期間②から⑧に係る賞与支払届のすべてについて、社会保険事務所(当時)が事務処理を誤ることは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して申立期間②から⑧までに係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該各月の賞与について保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、事業主は「当時の資料は廃棄済みである上、支給及び保険料控除については不明である。当時の賞与支給対象者は申立人のみであった。」と証言しており、申立人は、当該期間に係る賞与支払明細書(写)を所持していないなど、このほか、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 12 月 21 日まで

A社の厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が 11 万円及び 9 万 2,000 円となっているが、実際は、基本給が 19 万円で手当を含めると 20 万円前後であった。標準報酬月額が低く記録されているため事実に基づいた記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与支給額と比べて低いことはおかしいと申し立てているが、申立人が所持している雇用保険被保険者離職票及び平成 10 年分確定申告書（写）から確認できる給与支給額は、A社から社会保険事務所（当時）へ届出されている標準報酬月額を上回っていることが認められるものの、同確定申告書から算出した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。